

## 令和5年度第1回福岡県環境審議会水質部会議事録

令和6年1月17日（水）15:20～16:50

吉塚合同庁舎 特5会議室

### ●司会（環境保全課 寺本水質係長）

ただいまから令和5年度第1回福岡県環境審議会水質部会を開催します。

委員の皆様方には、お忙しいところ、水質部会に御出席いただき、ありがとうございます。

私は、本日の司会を務めさせていただきます、環境保全課 水質係長の寺本と申します。

どうぞ、よろしくお願いいたします。

当部会は、福岡県環境審議会条例第5条第2項及び第6条第6項により、部会長及び委員の半数以上の出席がなければ、会議を開き、議決することができないことになっております。本日は、委員総数9名中5名に御出席いただいておりますので、会議を開き、議決できますことを御報告いたします。

それでは、審議に入ります前に、配布しております資料の確認をさせていただきます。

- ・ 本日の会議次第
- ・ 委員の皆様の名簿
- ・ 配席図
- ・ 福岡県環境審議会水質部会の公開について（平成13年2月22日申合せ）
- ・ 福岡県環境審議会条例
- ・ 福岡県環境審議会運営規定
- ・ 福岡県環境審議会水質部会傍聴要領
- ・ 水質部会資料  
「令和6年度水質測定計画の策定について 参考資料」
- ・ 参考資料1  
「**報告事項**ダイオキシン類に係る令和4年度測定結果及び令和6年度水質測定計画について」
- ・ 参考資料2  
「**報告事項**生活環境項目（BOD,COD）の長期間環境基準未達成地点について」
- ・ 参考資料3  
「**報告事項**有害物質等地理情報システムについて」

以上でございます。

また、水質部会におきましても、先程開催されました環境審議会資料を使用いたします。

- ・ 環境審議会資料1

「令和6年度水質測定計画の策定について」

「令和6年度水質測定計画（案）」でございます。

資料はお手元にお揃いでしょうか。

本部会及び本日の議事録は、お手元にお配りしております、平成13年2月22日付の申合せにより、原則として公開することとなっております。

本日は今のところ傍聴者はおられません。

次に、委員の皆様を名簿順に御紹介させていただきます。

北九州市立大学 名誉教授で水質部会長の伊藤様です。

### ○伊藤部会長

よろしく申し上げます。

### ●司会（環境保全課 寺本水質係長）

福岡大学 工学部社会デザイン工学科教授の渡辺様です。

### ○渡辺委員

よろしく申し上げます。

### ●司会（環境保全課 寺本水質係長）

九州経済産業局 毛利資源エネルギー環境部長の代理者としまして、環境・資源循環経済課総括補佐の鉾屋様です。

### ○鉾屋委員代理

よろしく申し上げます。

### ●司会（環境保全課 寺本水質係長）

第七管区海上保安本部 桑原警備救難部長の代理者としまして、警備救難部環境防災課課長補佐の鮫島様です。

### ○鮫島委員代理

よろしく申し上げます。

### ●司会（環境保全課 寺本水質係長）

九州地方整備局、笠井企画部長の代理者としまして、河川部建設専門官の古川様です。

## ○古川委員代理

よろしく申し上げます。

## ●司会（環境保全課 寺本水質係長）

なお、九州大学大学院工学研究院 環境社会部門教授の久場様、産業医科大学 医学部衛生学教授の辻様、JA福岡県 女性協議会副会長の田所様、九州農政局 生産部長の岩男様は所用で欠席されております。

それでは、部会開会にあたりまして、環境保全課課長の吉川がごあいさつ申し上げます。

## ●環境保全課 吉川課長

環境保全課長の吉川でございます。

日頃から、本県の環境保全行政の推進に関しまして、御指導いただき厚くお礼申し上げます。

最近の水環境保全施策の動向としまして、

令和2年に要監視項目に追加されたPFOS及びPFOAは、国及び都道府県等が実施する調査において、河川・地下水等の水環境で暫定目標値（50 ng/L）を超過する事例が各地で確認されております。これに対し、住民の不安に寄り添い透明性を確保しながら適切な情報発信を行っていく必要があるとして、現時点の科学的知見等に基づき、環境省が設置した「PFAS に対する総合戦略検討専門家会議」の監修の下で、Q&A集が作成されました。

環境中で分解されにくく、高い蓄積性があるこれらの物質は、人においてはコレステロール値の上昇、発がん、免疫系等との関連が報告されていますが、どの程度の量が身体に入ると影響が出るのか確定的な知見がないため、暫定目標値の取り扱いについて、最新の科学的知見に基づき、専門家によるさらなる検討が進められているところでございます。

県といたしましては、従来の水環境保全施策に加えまして、このような国の動きにも注視して参りたいと思います。

さて、本日の諮問事項である水質測定計画は、国、県、市町村が公共用水域及び地下水の水質測定を統一的、総合的に実施するために、県知事が毎年度策定するものであります。

本日は、令和6年度の測定計画を策定するにあたり、専門的な見地から御意見をいただきたいと考えておりますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

また、御審議の過程でいただきました御意見を踏まえて、本県の環境保全に向けた取組を進めて参りたいと考えております。

簡単ではございますが、開会にあたりましての私のあいさつとさせていただきます。

## ●司会（環境保全課 寺本水質係長）

それでは、これより、議事を進めてまいりたいと思います。

この会議は福岡県環境審議会条例第5条第1項及び第6条第6項により部会長が議長を務めることとなっております。それでは、議事進行につきまして、伊藤部会長よろしくお願いたします。

## ○伊藤部会長

それでは、これより、議事に入らせていただきます。

本日の会議は、先程開催された環境審議会水質部会に審議が付託された「令和6年度水質測定計画の策定について」の1件の諮問事項を議題とします。

それでは、まず、「令和6年度水質測定計画の策定について」事務局の方から説明をお願いします。

## ●環境保全課 吉川課長

先ほどの審議会水質部会に付託されました、諮問事項「令和6年度水質測定計画の策定」について、お手元の審議会資料1により説明させていただきます。

なお、先ほど開催されました審議会でご説明いたしました内容と、一部重複する箇所もありますが、計画策定に関する基本的な事項でございますので、再度ご説明させていただきます。

では、2枚めくっていただき、資料のP1をお願いします。

この計画の策定の目的でございます。

県をはじめ、国(国土交通省)及び福岡市、北九州市などの市町村では、川や海、湖沼等の公共用水域と、地下水の水質汚濁の状況を常時監視しており、これらの監視を統一的な視点から総合的に実施するため、県が法律の規定に基づき計画を策定しているものです。

次に、本県の水質の現況でございます。

公共用水域におきましては、人の健康の保護に関する項目について、毎年度ほぼすべての地点で基準を達成しており、また、水質汚濁の代表的指標でありますBODやCODについても、このグラフにありますように、昭和50年代の頃と比較しますと徐々に改善してきておりますが、審議会にてご説明しましたとおり、過去10年程度は全体として概ね70～90%前後で推移しています。県といたしましては、引き続き、工場・事業場への立入検査や、下水道・浄化槽の整備促進等により水質保全のための取組みを継続してまいります。

地下水におきましては、県内全域を対象に調査を行っており、ほぼ例年、環境基準を超過する井戸が見受けられます。

基準超過の主な原因は、自然由来によるものですが、県では市町村等と協力して原因究明や飲用指

導等の対応を行っております。

次のP2をお願いします。

令和6年度計画の基本方針でございます。

公共用水域調査におきましては、従前のおり、原則として前年度と同じ測定地点、測定項目、測定頻度で調査を実施することとしております。

地下水調査におきましては、引き続きローリング方式による概況調査を実施いたします。

また、当該調査で汚染が判明し、継続調査が必要と判断された井戸につきまして、継続監視調査を実施いたします。

次に、4の、令和6年度計画案の概要でございます。

実施期間は、令和6年4月1日からの1年間でございます。

公共用水域の調査は、国、県、政令市、中核市、その他市町村等の計20機関で、河川の339地点、海域の48地点、湖沼の17地点の合計404地点において測定を行うこととしております。

このうち、水質汚濁防止法において常時監視の義務が課せられておりますのは、県のほか、北九州市、福岡市、久留米市の3市でありまして、国土交通省（九州地方整備局）、水資源機構及びその他市町村には、測定に御協力をいただく形で、水質の常時監視を行っております。

測定項目につきましては、生活環境項目が13項目、健康項目が27項目、要監視項目が32項目、その他の項目として電気伝導度等の項目がございます。

このうち、どの項目を測定するか、測定頻度をどうするかにつきましては、各機関が、国が示す処理基準や、各地点での測定の必要性を考慮して計画案を策定しております。

次に、③令和5年度計画との主な変更点です。

当課において、長期間において生活環境項目（BOD）の環境基準を超過している地点を整理し、雷山川の加布羅橋の調査を行いました。その結果、加布羅橋は感潮域であり、潮位変動によって下流にある下水道終末処理施設の影響を受けていることが明らかとなりました。

そこで、環境基準点の変更の必要性を検討することを目的に、上流にある吉原(よしはら)橋(ばし)を令和6年度から3年間、補助点として測定を行うこととしております。

この件については、水質部会資料に沿って、後ほど、詳しくご説明させていただきたいと思っております。

次に、(3)地下水調査についてです。

地下水調査は、国、県、政令市、中核市、その他市町の10機関で、概況調査につきましては、84井戸、継続監視調査につきましては、112井戸、合計196井戸において、実施することとしております。

概況調査につきましては、地域の全体的な地下水の状況を把握するために実施するもので、県も政令市も、環境省が地下水調査の方法として示しているローリング方式で行っております。

ローリング方式での調査につきましては、

- ① 当該調査方法は広範囲における地下水の状況の把握に適していること、
- ② 概ね毎年度、新たな汚染井戸が発見されており、本調査の継続により新たな汚染井戸が発見されることが予想されること、
- ③ 調査未実施の地域においても、調査対象となり得る井戸が存在していること等から、本方法による調査を継続して実施していく予定です。

また、調査井戸数につきましては、調査対象となる区画内に調査可能な井戸があるかどうかにより、毎年増減が生じてまいります。

なお、このローリング方式の仕組みにつきまして、本年度の計画より一部変更がございます。こちらにつきましては、「③の主な変更点」にて後ほど説明いたします。

概況調査の結果などにより汚染が確認された地区において実施する、継続監視調査につきましては、新たに、環境基準超過が判明した井戸を調査対象に追加し、環境基準値を下回るなど継続調査の必要性が薄れた井戸を調査対象から外す等を行っているため、毎年、井戸数等に増減が生じております。

地下水につきましても、常時監視の義務が課せられておりますのは、県のほか、北九州市、福岡市、久留米市の3市でありまして、

九州地方整備局及びその他市町村については、義務はないものの自主的に測定する形で測定に御協力いただいているものです。

P 4 をお開き下さい。

測定項目についてですが、環境基準項目は28項目、要監視項目は6項目、その他の項目として、水素イオン濃度（pH）等を測定いたします。

③の主な変更点といたしましては、

福岡県が、令和5年度に実施した概況調査において、基準を超過した地区から2地点程度を、継続監視調査に追加することとしています。

なお、令和5年度に継続監視調査を実施した地区のうち9地点については、調査を終了します。

また、概況調査はローリング方式の仕組みが分かりにくいいため、「水質部会資料」にて説明いたします。ローリング方式の仕組みに関する変更点につきましても、併せてご説明いたします。

水質部会資料の3ページをご覧ください。

調査方法としまして、まず、県域を10kmメッシュで区切り、さらに各メッシュを1辺5kmの4区画に区切ります。

この5km四方の4区画のうちから1区画を選び、この1区画内にあります井戸を調査することで、これまでは4年間でメッシュを1巡いたしておりましたが、令和6年度からは8年間でメッシュを1巡するよう、調査方法を変更します。

調査期間を8年に変更した理由は、令和2年度から令和5年度までに6巡目の概況調査が終了し、

概況調査を開始してから 24 年間で県内の地下水の概況が把握できたからです。

8 年間で 1 巡する方法としましては、大メッシュの番号を偶数と奇数に分け、調査年度を分ける方法で調査を行う予定です。

なお、メッシュ番号 63 の八女市においては、人口密度を勘案し 20 km メッシュによるローリングとしております。

来年度の調査地点は、地図上で赤色に塗っている区画で選定することとしており、このように、地点をメッシュに区切って調査地点をローリングしていくことで、県域全体の概況を把握しております。

では、審議会資料 1 にお戻りください。

(4)の測定結果の報告・公表についてです。

令和 7 年 3 月から取りまとめ作業を開始し、環境省への報告を行います。その後、例年、12 月頃に環境省が全国状況の公表を行っており、同時期に県内の状況を環境白書にて公表する予定です。

また、測定結果は、県のホームページに掲載し、県民の皆様へわかりやすく情報提供したいと考えております。

以上、令和 6 年度水質測定計画(案)の策定についてご説明させていただきました。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

## ●環境保全課 寺本水質係長

先ほど当課の吉川より説明させていただいた、雷山川について、補足説明させていただきます。水質部会資料の 1 ページをご覧ください。

まず、「1 加布羅橋における BOD の傾向」についてです。雷山川は A 類型に指定されており、加布羅橋を環境基準点として常時監視を行ってきましたが、過去の BOD 測定結果を見ますと、図 1 のとおり、下水道終末処理施設が運転開始した 1991 年から水質が好転し、その後も低減傾向にあるものの、全年代を通じて BOD の基準未達成が常態化していることがわかります。

次に、「2 BOD 悪化要因に係る調査」についてですが、加布羅橋と上流にある吉原橋の 2 地点を 1 年かけて水質調査しました。次のページをお開きいただき、2 ページの図 3 をご覧ください。BOD が高い月には EC、T-N、NH<sub>4</sub>-N も高い傾向がみられました。

加布羅橋は感潮域であることや、加布羅橋の下流域に下水道終末処理施設が立地していることを踏まえますと、図 4 のとおり、潮位が高くなることで下流から海水と共に下水処理放流水が遡上し、加布羅橋の水質に影響したものと考えられます。

環境基準点は水質汚濁防止法施行規則において「当該公共用水域の水質の汚濁の状況を的確に把握できる地点」とされ、環境基準達成状況を評価するための、その水域の水質を代表する地点であります。

これらの調査結果から、図5のとおり水量が減少傾向である雷山川において、河口に近い加布羅橋は海水及び下流域に位置する下水道終末処理施設放流水の影響が大きく、水質が安定しないため、雷山川の水質を代表する地点となっていない可能性が考えられます。

このため、加布羅橋から上流約1.1 kmに位置する吉原橋を補助点として令和6～8年度まで3年間水質調査を実施し、加布羅橋との比較を行うことで、環境基準点としての妥当性検証を今後実施したいと考えております。

#### ○伊藤部会長

どうもありがとうございました。

事務局から説明がありましたが、何か御意見、御質問等はありませんか。

#### ○渡辺委員

吉原堰はいつから設置されているのでしょうか。

#### ●環境保全課 寺本水質係長

堰は、少なくとも50～60年前には設置されていたかと思います。

#### ○渡辺委員

ここは農業用の取水もありますよね。この堰は潮止めの役割をしているはずで、過去から満潮の際は潮が上がってきていると思うので、部会資料に書かれている理由だけでは、水質が急激に悪くなり始めている2014年頃からの関連が説明できないのではないかと思います。

#### ○伊藤部会長

潮の話だけならもっと前からBODが悪化しているはずだということですね。

#### ●環境保全課 寺本水質係長

下水道の終末処理施設の水量も年々増えてきておりまして、糸島市からデータももらい解析しているところですが、放流量が増えてきていったん水質は安定したものの、一定の量になったときに河川の元々の水量との中で、水質にある程度影響が出たのかなと考えています。

水質調査の中で電気伝導度やアンモニア性窒素を測定しておりまして、これがやはり下水道終末処理施設からの影響が考えられるデータなのかと思ひまして、少なくとも加布羅橋は影響を受けているなど言えるということです。



## ○伊藤部会長

私も渡辺委員と同じくじっくりいかないところがあって、情報が足りていないのではないかと。

干満の影響で混ざり合うと言うのは、前からも同じ状況であったはずですよ。まずは、下水道終末処理施設でどのくらいの量を処理しているのかとか、処理量の増減とか、あとは河川の水位ですよ。それで塩水楔なども変わってきますから、それがこの何十年間の中でどのように変わってきたか、などですね。それから吉原堰が常に閉じているのか、水門を開けているかなどの状況など。

## ●保健環境研究所

毎月調査に行っておりまして、堰は基本的に開門してない状態です。

## ○伊藤部会長

越流しているかなど、川の水の流れはどうなっていますか。

## ●保健環境研究所

越流しているときもありますし、農業用の取水がある場合もあります。

## ○伊藤部会長

川の流れを考えると、越流しているか、どこかに避けているか、取水で汲み上げられているかしているわけで、川の水位の高さといいますか、水質には水位など色々関係しているわけですよ。

下水道終末処理施設もですが、河川の変化によるところが大きいのではないかと考えています。

そうすると上流側で調査をするのが妥当なのかという話になってくるわけですが、ただ吉原堰よりさらに上流になると基準点として妥当かどうかという話になりますので、ひとまずは補助点として様子を見ていく形ですかね。

## ●環境保全課 寺本水質係長

加布羅橋よりは影響が少ないであろう上流側を調査してみて様子を見るというところですよ。

## ○渡辺委員

まずは3年やってみて、というところですかね。

## ○伊藤部会長

3年調査していただいて、その期間に、書面調査でいいと思うので、情報収集もしていただけたらと思いますね。

●環境保全課 吉川課長

3年の調査と合わせて、基礎データの収集を引き続き行なってまいりたいと思います。

○伊藤部会長

終末処理施設の運転状況も確認をお願いします。それから、周辺の住宅環境などに変化はあるのでしょうか。人口が増えたりなどで下水道の対象戸が増えているのか等ですね。せっかく調査されるので、そういった周辺状況なども調べていただけたらと思います。

○古川委員代理

水質の調査のタイミングも影響しているので、干満の影響などですね、そこも含めて今後検証いただけたらと思います。

●環境保全課 吉川課長

基本的には干潮時に採水するようにしております。

○古川委員代理

採水を干潮時にされているということであれば、少し矛盾が出るかと。

●環境保全課 吉川課長

満潮時に上がってきたものが、干潮で引ききれないという状況ですね、潮が残ってしまっている。

○伊藤部会長

あと、海の影響は考えられないでしょうか。富栄養化しているとか、どこかで堤防を作ったので海流が変化したとかですね。構造物は数キロ離れていても海岸線に影響が出たりなどはありますから。

●環境保全課 吉川課長

基礎データ収集の際、その辺りも確認したいと思います。

## ○渡辺委員

雷山川は水位を計測していますか。2級河川ですよ。

## ●環境保全課 寺本水質係長

ここでお示している水位はもう少し上流の方です。加布羅橋あたりの水位データはなくて、県土整備事務所が計測している潤橋という、吉原橋より数キロ上流の橋になります。若干、水位は右肩下がりがなと思いますが。

## ○伊藤部会長

自然環境によって水位が明確に下がるということは通常は考えにくいですからね。農業用取水量が変わったかとか、そういった影響の方が大きいかもしれませんね。

2級河川なので国交省さんは管轄じゃないですが、周辺の1級河川だとどこがありますか。

## ●環境保全課 寺本水質係長

周辺の近いところには1級河川はないですね。玄界灘の方だと遠賀川になりますので。

## ○伊藤部会長

地下水の件でローリングを半分にする話があって、浮いた予算でBOD悪化地点の調査を行うという方向だったかと思いますが、その第一弾が雷山川なのでしょうか。

## ●環境保全課 吉川課長

今回ローリングを半分にすることで90万円ほど予算が浮きましたので、今後こういった調査に充てたいと考えているところです。

## ○伊藤部会長

PFOS、PFOAの話ですが、県内で基準を大きく超えているようなところはなかったかと思いますが、沖縄では主に米軍の周年で高い濃度が検出されていますよね。県内には米軍基地はないですが、自衛隊の基地はいくつかありますね。泡消火薬剤を使っているかどうかは分かりませんが、そういった場所の近くに基準点があったりしますか。

## ●環境保全課 吉川課長

環境省からの依頼で、排出源となりうる施設の周辺で調査を行い、超過があったのは築城基地周辺ということになります。環境基準点では、超過事例はありません。

## ○伊藤部会長

そういうことですね、ありがとうございます。

それから、海洋のマイクロプラスチックの関係ですが、今は水質の測定項目にはありませんが、人間の健康にも関わってくる話かと思えます。

海上保安庁の方でマイクロプラスチックや漁業の廃棄物がどうなっているかなど、海洋の調査はされているのでしょうか。

漁業されている方からモーターにゴミが引っかかって大変な思いをしたと聞いたことがあるのですが。

## ○鮫島委員代理

海上保安庁では、マイクロプラスチックなどの海洋ゴミの調査は行っていません。海上で船舶が運航不能になったという通報を受けますが、海洋ゴミが原因となる運航不能が多いという印象は受けません。

## ○伊藤部会長

ほかにご意見はありますか。

他にないようでしたら、事務局案に対しまして、水質部会において了承する旨の決議をしてよろしいでしょうか。

それでは、福岡県環境審議会条例第6条第5項により、部会の決議をもって審議会の決議といたします。本件については、県民意見募集の対象ではございませんので、事務局案を審議会の答申とし、次回の審議会でこの結果を報告いたします。

以上で、本日の議題は終了しましたが、委員の皆様、他に何かございませんか。事務局からもありませんか。

他にないようでしたら、議事につきましては、これで終了いたします。

## ●司会（環境保全課 寺本水質係長）

伊藤部会長、ありがとうございました。

次に、次第の3番「その他」として、「**報告事項**」ダイオキシン類に係る令和4年度測定結果及び令和6年度水質測定計画」について、水質係主任主事の藤野から説明させていただきます。

## ●環境保全課 藤野主任主事

水質係の藤野と申します。

昨年度に引続き【報告事項】として水質部会にてご報告をさせていただきたいと思っております。

右上に「参考資料1」と記載しております、**報告事項**「ダイオキシン類に係る令和4年度測定結果及び令和6年度水質測定計画」の資料をご覧ください。

ダイオキシン類に係る公共用水域等の常時監視につきましては、水質汚濁防止法ではなく、ダイオキシン類対策特別措置法において、第26条に定めがあり、「都道府県知事は当該都道府県の区域に係る水質等のダイオキシン類による汚染の状況を常時監視しなければならない。」とされております。一方、水質汚濁防止法のように測定計画の策定や審議会への諮問等に関する規定がありません。

そこで、本県では、ダイオキシン類に対しても効率的・計画的に県内全体の状況を把握できるよう、任意で策定した測定計画に基づいて常時監視を行っており、8年間で環境基準点を一巡するように、ローリング方式で実施しております。

また、測定結果につきましては、水質汚濁防止法の常時監視と同様に、本日お示ししております資料により、毎年2月頃を目途に、県のホームページ等で公表しているところです。

1枚めくっていただきまして、P1からが、昨年度の測定結果でございます。

(ア)として海域の結果、(イ)として湖沼の結果、次のページにいきまして、(ウ)として河川の結果をお示ししております。

海域と湖沼では、環境基準1 pg-TEQ/Lに対し、環境基準を達成しております。

河川では、朝倉市の測定で1地点、環境基準を超過した地点がございます。上流で行われていた河川工事による水の濁りが原因と考えられ、今年度に市が再調査を行う予定です。

P7からの地図で、それぞれの測定地点をお示ししております。

次に、ページをめくっていただきまして、(エ)として海域の底質の結果、(オ)として湖沼の底質の結果、(カ)として河川の底質の結果をお示ししております。

こちらは、いずれの地点でも環境基準150 pg-TEQ/gに対し、環境基準を達成しております。次に、ページをめくっていただきまして、P6には、地下水の測定の結果をお示ししております。地下水については、久留米市が調査を実施した荒木町③④の2地点で環境基準超過がありました。両地点とも、令和3年度の調査においても環境基準を超過しております。久留米市によると、地下水汚染は旧農薬工場由来によるものと推察しているとのことです。

なお、公共用水域及び地下水の水質の環境基準は1 pg-TEQ/Lで、年間平均値で評価することとされております。荒木町③④では年2回調査が行われ、2回とも1 pg-TEQ/Lを超えていました。

この件については、久留米市において対応を継続中と聞いております。

最後にP14から、公共用水域の測定計画をお示ししております。

先ほど、8年間のローテーションで実施している旨をご説明いたしましたが、表の左から2番目が令和6年度の測定計画でございますが、表中に「1」と記載しております地点が、当該年度の測定予定地点でございます。

以上、ダイオキシン類に係る令和4年度測定結果及び令和6年度水質測定計画についてご説明をさせていただきました。

### ●司会（環境保全課 寺本水質係長）

ただいまの説明につきまして、何か御意見、御質問等はございませんでしょうか。

次に、次第の3番「その他」として、「**報告事項**生活環境項目（BOD, COD）の長期間環境基準未達成地点について」について、水質係の藤野から説明させていただきます。

### ●環境保全課 藤野主任主事

右上に「参考資料2」と記載しております、**報告事項**「生活環境項目（BOD, COD）の長期間環境基準未達成地点について」の資料をご覧ください。

昨年度、水質部会におきまして、伊藤部会長からご指摘いただいた、長期間に渡りBOD（COD）の基準を達成できていない地点について、改めて整理しましたので、御報告させていただきます。

まず、「1 環境基準達成率の傾向」です。全体の傾向は、水質測定計画において説明させていただきましたので、河川ごとの評価から説明させていただきます。

グラフにもお示ししておりますとおり、豊前海流入河川、筑前海流入河川、大牟田市内河川、博多湾流入河川が前年度と比べて低下しており、特に、豊前海流入河川（水色）、筑前海流入河川（黄色）に、長期間環境基準未達成の地点があるため、原因調査を行うことを目的に、地点の整理を行ったものになります。

「2 生活環境項目（BOD, COD）の長期間環境基準未達成地点」をご覧ください。直近5年あるいは直近10年において、河川のBODの環境基準超過幅（基準から超過した数値の平均）が大きい地点を整理したところ、豊前海流入河川、筑前海流入河川、筑後川水系、矢部川水系に長期間環境基準未達成地点があることが改めて分かりました。

これを踏まえまして、1枚めくっていただき、「3 原因調査の方向性」について説明させていただきます。

まず、豊前海流入河川です。長期間環境基準に適合していない原因が現時点で不明なため、令和6年度から情報収集を開始する予定としております。

続いて、筑前海流入河川です。筑前海流入河川については類型指定の見直しを控えており、先ほどご説明させていただいた加布羅橋や矢矧橋について、令和9年度の環境審議会にて調査結果を報

告させていただきたいと考えております。

また、筑後川水系につきましては、県の保健環境研究所において以前、原因究明を行ってまいりまして、雨の少ない時期に河川水が滞留することによって植物プランクトンが多く発生する環境になり、植物プランクトンの呼吸に伴う酸素消費によるものと評価しております。

最後に、矢部川水系については、豊前海流入河川と同じく、長期間環境基準に適合していない原因が現時点で不明なため、豊前海流入河川の調査終了後、情報収集を開始したいと考えております。

説明は以上です。

●司会（環境保全課 寺本水質係長）

ただいまの説明につきまして、何か御意見、御質問等はございませんでしょうか。

○伊藤部会長

筑前海流入河川は類型の見直しということで、雷山川は類型 A ですが、下げるのでしょうか。

●環境保全課 寺本水質係長

環境省の類型指定の見直しによると、基本的に下位類型に見直すことは想定されていないです。

○伊藤部会長

では見直さないということでしょうか。

●環境保全課 寺本水質係長

環境基準点を吉原橋に変えるかどうか、というところは1つ見直しになるかと思えます。

○伊藤部会長

矢矧川はどうなるのでしょうか。どこを見直すことになるのでしょうか。

●環境保全課 寺本水質係長

筑前海流入河川については、類型当時から一度も見直しを行なったことがない河川になります。上位類型に見直すことができる地点もございますので、そういったところは上位類型に見直すことが考えられます。見直しといいましても、現状そのままにするというのも見直しに含まれます。

○伊藤部会長

そうすると、水質部会資料の方では、見直しというと、雷山川と矢矧川を特定して類型を変えるような印象があるので、公開されるときは少し修正いただけたらと思います。

●環境保全課 寺本水質係長

筑前海流入河川の類型指定見直しの中でやっていくという書きぶりを検討したいと思います。

○渡辺委員

豊前海流入河川の長峡川と今川の調査ですが、どういう情報収集を考えられていますか。

●環境保全課 寺本水質係長

利水なども含めて、今の河川の状態を把握しなければいけないと考えています。

○渡辺委員

長峡川は河川整備計画を立て直したので、今後10年から20年かけて河川改修を行うと思います。いろいろな要因があって超過ということになると思いますが、長峡川はかなり悪化していますね。

通常、環境省のデータを見ると河川は良いはずなので、しっかりこないですね。日本全国、下水道が普及して河川の悪化は聞いたことがないです。

長峡川はそんなに人口も多くないですし。

●環境保全課 寺本水質係長

現時点で悪化の原因が分かっていないので、まずは基礎データの収集からと考えています。

○伊藤部会長

普通の状態が悪化するというのは考えにくいので、何か施設ができたとか、災害によって堰が構築されたとか。国土交通省さん、いかがでしょうか。

○古川委員代理

蓄積されたデータを収集していただいて、今調べると川の水位の情報はありそうなので、県の情報だとは思いますが、そういったのも参考にさせていただければと思います。

●環境保全課 寺本水質係長

今後も情報収集に努めてまいりたいと思います。また、もしよろしければこういったデータが活用できるなどの情報があったらご教示いただけますと幸いです。



## ○渡辺委員

類型指定当時は恐らく水質がよかったんでしょうね。ただ、人口が増えている地域でもないですし、悪くなる要因がないんですよ。

先ほども言いましたが、上流は長峽川の河川整備計画がありますから、工事が入ることになると思います。

## ●環境保全課 寺本水質係長

その影響も考慮していきたいと思います。

## ●司会（環境保全課 寺本水質係長）

ただいまの説明につきまして、何か御意見、御質問等はございませんでしょうか。

次に、次第の3番「その他」として、「**報告事項**有害物質等地理情報システムについて」について、水質係主任技師の大内から説明させていただきます。

## ●環境保全課 大内主任技師

右上に「参考資料3」と記載しております、**報告事項**「有害物質等地理情報システム」の資料をご覧ください。

気候変動に伴う大規模な水害等が発生していることから、災害時等において有害物質等が流出した際に被害拡大防止の迅速な対応ができるよう、有害物質使用・貯蔵施設等の情報を管理する地図情報システムの構築を進めていることについて昨年度ご報告しましたが、こちらが完成しましたので、報告させていただきます。

まず、システムの概要についてです。

水質汚濁防止法等で定める有害物質等を使用・貯蔵している事業場については関係機関が所有するデータをweb上で集約いたします。

データの集約により、災害や事故時等において、関係機関が地図上で速やかに被災施設を特定し、施設での使用物質等を情報共有できるようになります。

また、各関係機関が事故の対応状況をシステムに随時入力・閲覧することで、情報共有が円滑に出来るようになります。

実際に水質事故があった場合の、システムを利用した情報共有ルートを2に示しています。

まず、水質事故発生について、県の保健福祉環境事務所などに通報があり次第、現場に向かいま

して、状況の確認をします。その際の調査結果として、事故原因や現場写真などをシステムに入力します。

このシステムに入力された情報を事前に登録しました関係者、市町村や消防署等にメールで通知することが可能です。

また、汚濁状況改善や汚染拡大防止措置等の対応状況の変化についてもシステムに入力し通知することで、状況確認の簡素化を図ることができます。

ここからは具体的に画面をお見せしながら説明させていただきます。

このシステムはご覧のとおりウェブブラウザからアクセス可能ですので、スマートフォンからもアクセスし情報入力可能なものとしています。

まずログインしますと、各事業場などがピン打ちされた地図が表示されます。このピンは水濁法上の特定事業場や毒劇物取締法上の事業場、取水ポイントなどをプロットしたものになります。

「検索」を選択すれば属性ごとにピンを表示させることができます。消防法事業場を選択すると、消防法上の貯油施設が表示されます。

レイヤーを選択すると、少しズームアップが必要ですが、このようにハザードマップの表示が可能ですので、浸水想定エリア事業場への注意喚起に活用することもできます。

続いて事故の際の使用方法になります。例として福岡市内で那珂川に油が流出したという事故報告を作成しています。まず「レポート出力」を選択しますと、事故の状況や対応経過などがPDF形式で出力されます。具体的な地図地点やアップロードした写真が確認可能になります。こちらの地図や画像は拡大するように改修中です。

次に「記録」を選択しますと、このように事故に関する記録をこちらで記入することになります。これは既に入力されたものですので、このまま「出力」を選択するとレポート形式でPDFファイルが出力されます。

また、「QRコード」を選択すると、今回の事故記録に直接アクセスできるQRコードが出力され、個人のスマートフォンからでもアクセスし入力が可能になります。

この情報を加筆編集などし、「変更」を選択すると、このように「関係者に通知しますか。」とポップアップが出現し、この画面にアクセスできるURLが関係者宛てにメールで通知されます。

このように事故情報を共有する、という流れになります。

今後のシステムの展開に関してですが、現在は保健福祉環境事務所の職員に使用してもらいながら不具合などの調整を行っているところですので、年度内には他の関係機関にもIDを交付し、本格運用を開始したいと考えております。

その際にはマニュアルの提示や必要に応じて操作説明会なども実施できればと考えております。

説明は以上になります。

●司会（環境保全課 寺本水質係長）

ただいまの説明につきまして、何か御意見、御質問等はございませんでしょうか。

○渡辺委員

これは行政機関の中だけで使用するのでしょうか。行政機関の範囲はどうなっていますか。

●環境保全課 寺本水質係長

県庁内関係課、保健福祉環境事務所、県土整備事務所、県内市町村、消防署、河川事務所を想定しています。

○渡辺委員

そうすると、対象者数が多いですね。それぞれにアカウントがあるのでしょうか。

●環境保全課 寺本水質係長

各機関に1つのアカウントと考えています。1つのIDで複数ログインが可能です。

○伊藤部会長

災害は突発的に起こるので、いざ使おうと思ってもやり方がよく分からないとか、その辺りをどう解消するかは気になります。

●環境保全課 寺本水質係長

まだシステムが出来上がったばかりなので、今から関係機関にIDを付与して操作説明から始めていこうと考えております。

○伊藤部会長

いざ事故が起きても数年ぶりで操作が分からないなどの事態が起きないように、日ごろから何か軽微なことでもうまく利用できる機会があるといいのではないかと思います。

●環境保全課 寺本水質係長

油流出事故は比較的起こってはいるので、保健福祉環境事務所から各関係機関にはFAXやメールで連絡を取り合っていますが、リアルタイムの状況を知るのが難しい状況があります。

○伊藤部会長

無理やりにでもシステムを使う機会を作らないと、いざという時に誰も操作が分からないという事態にはならないようにしてほしいですね。

### ○古川委員代理

実際に日にちを決めて、訓練のような形で使用するのもよいのではないのでしょうか。

年に1回でもそういった機会があればいいと思います。

水濁協の取り組みもありますので、年間計画の中に位置づけてもらってフォローアップするなど。やはり組織の中で人が変わっていきますので、是非実務担当者が使えるようにしてほしいと思います。情報量が多いので、平常時と災害時に使い分けができれば分かりやすいですね。

### ●環境保全課 寺本水質係長

ご意見ありがとうございます。

### ●司会（環境保全課 寺本水質係長）

それでは、委員の皆様方、長時間にわたる御審議ありがとうございました。これをもちまして、本日の環境審議会水質部会を終了いたします。

本日は、どうもありがとうございました。